

雪寒地帯に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 除排雪等に係る支援

(1) 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策をはじめ除雪業者の除雪待機費用などにも対応できるよう財政措置を拡充するとともに、雪寒指定道路以外であっても除排雪経費に係る財政措置を講じること。

また、豪雪地帯では道路施設等の破損が激しいため、維持、修繕及び更新に係る財政措置を充実するなど、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の拡充を図ること。

(2) 除雪車のオペレーターの高齢化や減少が進む中、将来にわたり道路除雪を持続できるよう、持続的な除排雪体制を構築するため、除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むとともに、除雪車の自動運転など新技術の導入に向けた研究開発を促進すること。

(3) 社会資本整備総合交付金（除雪事業）の申請に当たっては、自然条件により降雪量が一定でないことから要望額が見込み額となるため、実際の事業費ベースで交付金が交付されるよう、次年度申請を可能とするなど手続きについて見直しを行うこと。

2. 積雪寒冷地では燃料油価格等の高騰による影響が大きいことから、生活者や事業者の負担を軽減するため、国において価格高騰の激変緩和措置を速やかに実施するとともに、その効果を十分に勘案したうえで、今後の対策についても柔軟に対応すること。

3. 大雪時の支援

(1) 大雪時においては、応急救助や災害復旧が円滑に進むよう、災害救助に係る被害状況を把握するための写真資料については、緊急を要する場合は添付を不要とするなど、災害対応に係る制度を弾力的に運用すること。

(2) 大雪時の交通ネットワーク確保に向けた取組を強化すること。

また、大雪時において都市自治体の財政負担が増大しないよう市町村道

除雪費補助の臨時特例措置など適切な追加措置を講じること。

(3) 大雪により被災した農業者が早期に経営再開できるよう農業ハウスなど農業施設等の復旧支援を積極的に行うこと。

4. 雪寒地帯においては、積雪や低温などにより、冬期の施工期間に制約があることから、社会資本整備総合交付金事業等の実施に当たっては、年度をまたいだ事業執行が可能となるよう制度を見直すこと。

5. 人口減少・高齢化の顕著な雪寒地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な雪下ろし体制づくり等を積極的に支援すること。

また、事業者の除排雪に対する支援策を講じること。

さらに、都市自治体を実施する住民への除雪支援（小型除雪機購入費助成等）に対して財政措置を講じるとともに、転落防止のアンカーの設置費用についても豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の交付対象とするなど豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を拡充すること。